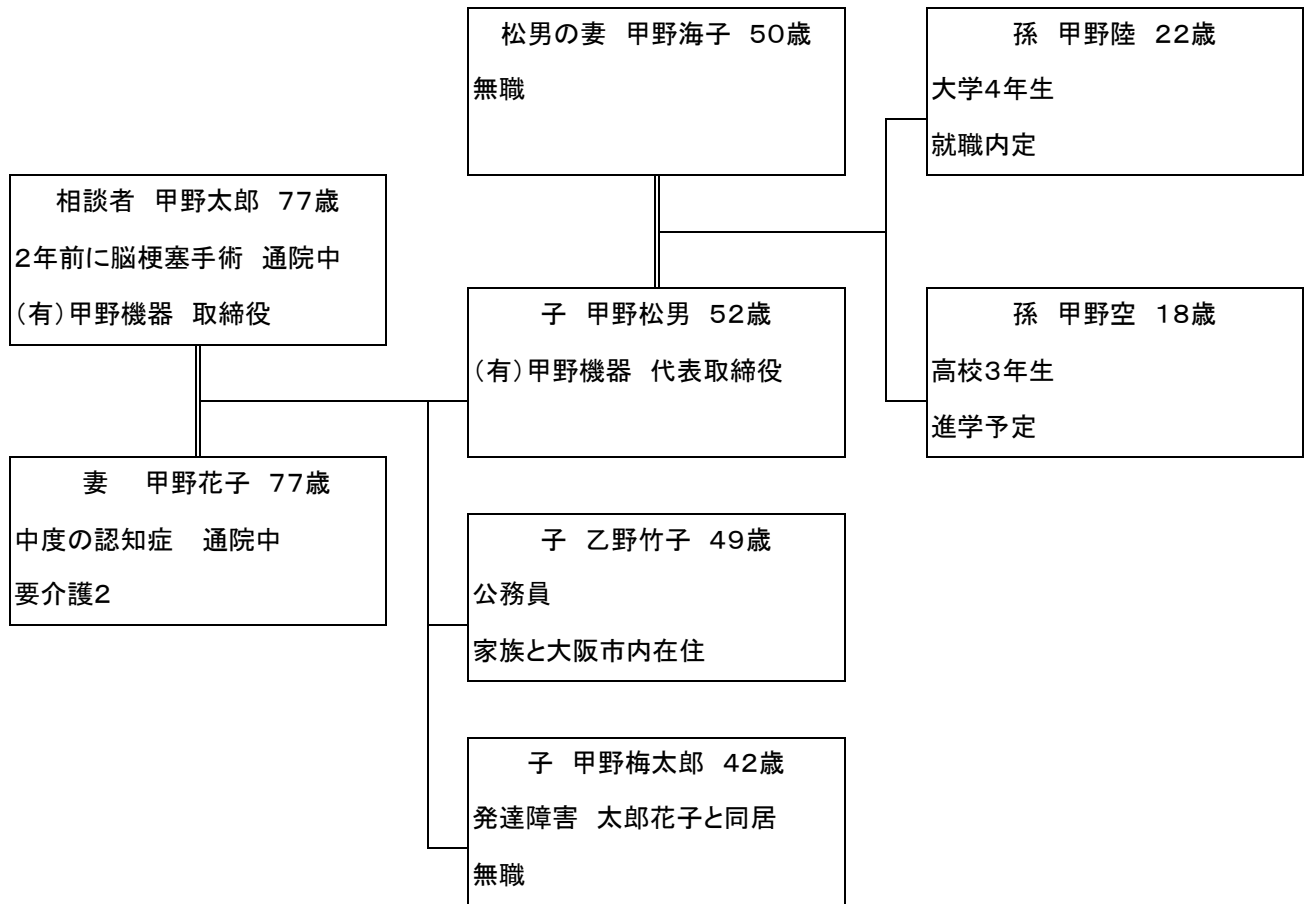


(イ) 事例問題

【親族関係図】



【生活健康状況等】

- ①甲野太郎は、2年前、脳梗塞による手術を行った。右半身に少し後遺症があるが、処置が早かったこともあり、日常生活にはほぼ支障がない程回復している。現在はリハビリも兼ねて通院中である。妻の花子、子の梅太郎との3人で、さいたま市内に居住している。
- ②甲野花子は、5年前、認知症と診断され通院中である。訪問介護、デイサービスを利用しながら落ち着いた生活を送っている。
- ③甲野松男は、妻の海子、子の陸、空の家族4人で、太郎の自宅から徒歩10分のさいたま市内の分譲マンションに居住している。2年前に太郎が手術したことを機に、(有)甲野機器の代表取締役に就任した。なお、松男は、大学卒業後一

般企業に就職したが、10年前に退職し、(有)甲野機器に転職した。その後、取締役として父太郎と共に経営に携わってきた。太郎からの信頼も厚い。海子はいわゆる「専業主婦」で、家事育児に専念している。陸は大学4年生で、都内企業への就職が内定し、空は高校3年生で大学進学の手配である。

- ④乙野竹子は、結婚して数年後に、夫の出身地である大阪市内に転居し、家族3人で居住している。市役所に勤務して20年が経過した。
- ⑤甲野梅太郎は、小学生のとき、発達障害と診断された。他人と関わるのが極度に苦手で、すぐに打ち解けることができず、信頼関係を築くまでにはかなりの時間を要する。障害者雇用枠を活用して就職した時期もあったが、職場の人間関係に悩み、数か月で退職した。日用品の購入その他の日常生活に関する行為は自分で行うことができるが、高額な財産に関する契約などを自ら行うことは難しい。趣味は月1回程度の溪流釣り。両親と同居中。

【親族の関係等】

- ①親族の仲は良好である。毎年年初に大阪から竹子家族が太郎の自宅を訪れ、松男家族と共に賑やかな正月を迎えている。
- ②松男、竹子いずれも、年の離れた弟梅太郎を幼少期よりかわいがってきた。
- ③松男と竹子の関係性もおおむね良好である。竹子は、松男が自宅マンションの購入資金の一部や陸の大学の入学金などを太郎より援助してもらったことに多少の不満を抱きつつも、松男が両親や弟の面倒を見てくれていることに対して感謝している。
- ④竹子は、夫の地元である大阪に生活の拠点を置き、自身も市役所勤務であることから、今後地元埼玉に戻る可能性は低い。
- ⑤(有)甲野機器は毎年損益計算上の純利益があまり生じない程度の業績である。なお、事業の承継については、顧問税理士が株式の生前贈与など適切な方法を提案のうえ、随時対応しているとのことである。

【相談の経緯】

民事信託士Xは、Xの父親の代から(有)甲野機器と付き合いがあり、登記または他社との契約締結に関する相談などに対応してきた。

太郎は、信頼するXに対して、現段階における自宅等の資産の管理方法並びに自分亡き後に花子及び梅太郎に承継させる自宅等の資産の管理方法について相談を持ち掛けた。

【太郎の思い】以下の思いを実現できるような方法をご助言いただきたい

- ①2年前の手術以降、気力体力いずれも徐々に減退しているのを実感している。
(有)甲野機器については、代表取締役を松男に譲り、事業の承継について顧問税理士とも相談のうえ進めているので心配していない。
- ②現時点で特に心配なのは自宅の管理方法及び将来の活用法である。自宅はリフォームまたは建替えが必要な時期に差し掛かっている。花子のためにバリアフリーの改築が必要になるかもしれない。また、梅太郎はその性格上、住み慣れた土地を離れることは非常に難しいため、父母亡き後、一人生活に適した住居への建替えや賃貸兼用住宅の建築など柔軟な土地活用を求められる。その際、借入れも検討する必要があるかもしれない。近い将来、自ら適切な判断ができなくなることを想定して、今から松男にその役割を委ねておきたい。
- ③自分亡き後、花子と梅太郎に自宅以外の資産も承継させたいが、二人が多額の資産を適切に管理することはできないと思われるので、その資産の管理も松男にお願いしたい。
- ④松男は人柄もよく、花子や梅太郎からも信頼されているので、資産の管理者として適任だと思う。しかし、会社経営者である松男は、会社の債務に関して連帯保証を負う立場にあるので、花子や梅太郎に相続させる資産を松男にそのまま承継するという方法（負担付遺贈）には不安が残る。
- ⑤今のところ、以下のとおり資産を承継したいと考えている。
花子 →金銭1,000万円、自宅
松男 →金銭1,000万円、(有)甲野機器株式

竹子 →金銭 1,000 万円

梅太郎 →残りの金銭等すべて、自宅

- ⑥自分亡き後、花子が梅太郎より先に亡くなった場合は、花子が承継した資産を梅太郎に承継させたい。梅太郎が花子より先に亡くなった場合は、梅太郎が承継した資産を花子に承継させたい。
- ⑦自分亡き後、自宅については、花子と梅太郎のために活用してほしい。上場株式は時機をみて売却するつもりだが、昨今の情勢から売却のタイミングが難しく悩んでいる。
- ⑧必要以上に相続税が課税されることは避けたいが、課税金額を抑えることにあまり重点を置かずに、花子と梅太郎が一生涯困らないように資産を活用することを最優先に考えたい。

【資産・収支状況】

(太郎)

資産

1. 預貯金 5,000 万円
2. 株式 非上場株式 (有)甲野機器・500 株)
3. 株式 上場株式 (1 銘柄・時価 1,000 万円)
4. 不動産 (自宅)

さいたま市浦和区中町一丁目 100 番 1 宅地 165.00 m²

固定資産評価額 6,000 万円 時価相当額 9,000 万円

さいたま市浦和区中町一丁目 100 番地 1

家屋番号 100 番 1 居宅 木造スレート葺 2 階建

床面積 1 階 80・00 m² 2 階 65・00 m²

平成 2 年築 固定資産評価額 600 万円

※平成 17 年に屋根、外壁をリフォーム済

※JR 浦和駅徒歩 7 分の好立地

収支

1. 年金 月額 7 万円
2. 役員報酬 月額 15 万円
3. 生活費 月額 22 万円

(花子)

資産	1. 預貯金	1,000 万円	
収支	1. 年金	月額 6 万円	
	2. 生活費	月額 10 万円	▲4 万円

(梅太郎)

資産	1. 預貯金	500 万円	
収支	1. 障害年金	月額 6 万 5,000 円	
	2. 生活費	月額 6 万円	▲5,000 円

※各人の収支状況は提案する資産の管理承継スキームの参考になるよう概要を提示したに過ぎません。

(有)甲野機器) 本店 さいたま市浦和区内
設立 昭和 52 年 11 月
資本金 1000 万円
株主 甲野太郎 500 株 甲野松男 500 株
役員 代表取締役 甲野松男
 取締役 甲野太郎
従業員 10 名

設問

太郎は、別の用事で訪れていたコミュニティセンター内の一室で偶然開催されていた「士業何でも無料相談会」において、試しに【太郎の思い】に関する相談をしてみたところ、「太郎が遺言を作成する、太郎と松男との間で任意後見契約を締結する、さらに梅太郎には法定後見人等を選任してもらおう」といった主旨のアドバイスを受けました。

Xと太郎は、そのアドバイスも踏まえたうえで打ち合わせを重ねた結果、下記のような骨子の遺言（公正証書遺言）を作成し、さらに太郎と松男との間で信託契約を締結することにしました。松男は、X及び太郎から信託契約に関する説明を受け、その内容を理解し、契約を締結することに同意しました。

(太郎の遺言の骨子)

1. 松男に金銭1,000万円及び(有)甲野機器の株式すべてを相続させる
2. 竹子に金銭1,000万円を相続させる

あなたがXだと仮定して以下の設問に答えてください。

- (1) あなた(X)と太郎は、結果として、太郎が「士業何でも無料相談会」で受けたアドバイスとは異なる選択(遺言書作成及び信託契約の締結)をしています。あなたがそのような選択を太郎に勧めた理由を説明してください。字数は問いません。
- (2) あなた(X)と太郎が打ち合わせを重ね作成に至った信託契約に関する契約書を起案してください。その際、打ち合わせなどを通じて聴取したすべての内容(上記【生活健康状況等】【親族の関係等】【太郎の思い】【資産・収支状況】など)を踏まえ、別紙 課題提出に際しての留意点 を必ず参照してください。
- (3) あなた(X)は、信託契約に基づく信託が始動した後も、【太郎の思い】を実現するために、専門職として何らかの役割を果たしていきたいと思っています。具体的にどのような役割を果たしていきたいですか。就任する役職等があればそれを示すなどして説明してください。字数は問いません。

以上